

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件五件 三七
- 新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 三七
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三七
- 保安林の指定施業要件を変更する 三七

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三七
- 随意契約の相手方を決定した件三件 三七
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三七
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 三七

告 示

福島県告示第四百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十月十八日から同年十一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ドッポ郡山本店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十月十八日から同年十一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ドッポ郡山本店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 防災・防犯対策への協力
郡山市では、平成二十年四月一日から「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等(土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものをいいます。)がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。
 - 2 騒音の発生に係る事項
二十四時間営業への変更に伴い、特に夜間・深夜の営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること。
 - 3 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
 - 4 廃棄物に係る事項等
分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。
 - 5 街並みづくり等への配慮等
南東面に設置された壁面利用広告板について、郡山市屋外広告物条例の許可基準に適合しないため、許可基準に適合するよう表示面積を縮小すること。
表示面積が過大であり、また、表示基数が多く煩雑な印象を与えるため、面積を必要最小限に抑えるとともに、構成要素を整理することが望ましい。
 - 6 その他
夜間照明による「光害」が生じないよう、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十月十八日から同年十一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十月十八日から同年十一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパースポーツゼビオ福島矢野目店 福島県福島市南矢野目字桜内三十九番地二
ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十月十八日から同年十一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ラトブ 福島県いわき市平字田町百二十番地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が重門治地区ほ場整備事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十三年十月十九日から
（二十日間）
同 年十一月七日まで
- 三 縦覧の場所
会津坂下町役場

（農村計画課）

福島県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡矢祭町大字中石井字柵六の一、一二〇の三、一五二、一五三、字横沢二、七の一、九〇の一、字高室三三三、三一五、三一七、三五四、三五七から三五九まで、三六一、大字内川字谷地下一六五、字正部一の一、二、大字大埜字町一の一、八八の二、八八の三、八八の五から八八の七まで、八八の九、八八の一〇、八八の一、二、字児墓二九の一、三二から三四まで、三五の一から三五の三まで、三五の七、字道清八八の二、八八の四、九二の一、九三、字西山一の五、一の四六から一の五〇まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第百八十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月七日

二 名称

特定非営利活動法人オハナ・おうえんじやー

三 代表者の氏名

藤本 真

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市富田町字西原二十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいを抱える人々、その家族又、地域で共に暮らす人々に対して、それぞれの地域で、安心して暮らせる豊かな社会を実現するために必要な事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第186号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年10月18日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

ゲルマニウム半導体検出装置(5システム) 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年8月9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

キャンベラジャパン株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8号

5 随意契約に係る契約金額

119,736,750円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号該当(食品生活衛生課)

公告第187号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年10月18日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

G e半導体検出システム(3システム) 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県保健福祉部健康衛生総室業務課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年8月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ケンベラジヤパン株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
67,603,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
(業 務 課)

公告第188号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年10月18日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出システム（2システム） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県商工労働部産業振興総室産業創出課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年8月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ケンベラジヤパン株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
46,939,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
(産業創出課)

公告第百八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
818	魚糞物加工肥料	ハッピーフアンフアン	5.5	1.1	1.1	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	非特定営利活動法人 海外協壮年協力隊	東京都墨田区江東橋四丁目24番7-601号	平成26年9月26日

(農業総合センター)

公告第百九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十三年七月から同年八月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

平成23年7月分
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考
			分析検査項目	指摘事項	保証票の検査	
指定配合肥料	福島県たばこ耕作組合	たばこ用有機入り配合肥料ハーレー新737	TN、AN、TP、SP、Wp、TK、WK、カドミウム	—	—	—
なたね	片倉チャッカリ	粒状なたね油	TN、TP、	—	—	—

油かす及びその粉末	ソ株式会社	粕	TK					
-----------	-------	---	----	--	--	--	--	--

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した肥料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。
 TN—窒素全量、AN—アモンニア性窒素、TP—りん酸全量、SP—可溶性りん酸、WP—水溶性りん酸、TK—加里全量、WK—水溶性加里
 （特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名（及び商品名）	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	柏木 諭	豚ふん堆肥	1.0	1.7	1.5	55	67	1.6	21	42.4	
たい肥	斉藤 栄信	牛糞堆肥	0.9	1.4	1.3	9	58	0.3	19	54.5	

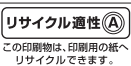
平成23年8月分
 （特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名（及び商品名）	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	株式会社辰巴屋	シチケン醗酵有機5-8-3	5.5	4.6	5.7	111	501	9.2	5	11.9	
たい肥	株式会社辰巴屋	シチケンPK	0.7	17.4	9.8	202	1,137	19.5	19	8.0	

たい肥	ジェイアール東日本ビルテック株式会社	エコ太郎	2.7	1.0	0.7	7	26	0.2	18	5.3	
-----	--------------------	------	-----	-----	-----	---	----	-----	----	-----	--

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
 （登録商標（TM））



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 報
 印刷所 株式会社 第一 印刷